

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 有限会社青田興業
法人番号： 4380002029772
住 所： 福島県双葉郡大熊町大字熊字滑津532番地
- 指名停止措置期間： 令和5年12月8日から令和6年1月7日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 東北地方測量部管内
- 事実概要：

有限会社青田興業の元作業員4名は、同社が一次下請けとして請け負った環境省福島地方環境事務所発注の「令和4年度大熊町特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事(その6)」において、作業員だった令和5年5月25日から27日頃にかけて、当該工事により発生した廃棄物の一部を指定の仮置場に運搬せず不正に持ち出し換金したとして、同年10月25日、窃盗罪の疑いで福島県警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である有限会社青田興業の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1～14 略	略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)